

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大潟村長 高 橋 浩 人



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大潟地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 4 7 経営体

個人 6 9 2 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分に確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

集約化がすでに進んでいる村内農用地の実情を勘案しながらも、農地の交換や賃貸借が農地中間管理機構を活用することが適切だと判断される場合には、機構への貸付けを推進していく。

6. 地域農業の将来のあり方

①現状の経営体数を維持しながら、大潟村農業が多様な農業経営として展開・発展していく取り組みを支援していく。

②収益性の高い安定した水田農業の確立を図るとともに、高収益作物の栽培等による複合経営、低コスト化の推進により経営の安定化を図る。

③効率的・安定的な農業経営を目指す農業者を育成するとともに、農業後継者・新規就農者の支援に努める。

④環境創造型農業をさらに推進し、農産物の付加価値を高め、産地の販売力、ブランド力の向上を図る。

⑤農家所得の向上と地域活性化を図るため農業関連の 6 次産業化等を推進する。

以上